

令和 8 年度 牛久市就学援助制度について（ご案内）

牛久市の就学援助制度では、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、経済的理由により就学困難となるご家庭に対し、学用品や給食費など就学に必要な費用の一部を援助しております。

支援を必要とするご家庭に必要な援助が行き届くよう、すべての児童生徒の保護者の皆様に申請希望を確認させていただいております。牛久市就学援助制度の円滑な運営にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

すべての保護者の皆様に申請希望の有無を確認しております！

○右記のQRコードから必ず期限内にご回答ください。

回答期限：令和 8 年 4 月 1 0 日（金）

※QRコードが読めない場合は、就学援助交付申請書兼同意書を学校へ提出ください。

○申請する場合、4 月中に学校へ申請書類をご提出ください。裏面でご案内しております。



1. 受けられる援助とは？

項 目	小学校	中学校
1 新入学児童生徒学用品費等	年 額 57,060 円	年 額 63,000 円
2 学校給食費	無償のため支給なし	無償のため支給なし
3 修学旅行費	限度額 22,690 円	限度額 60,910 円
4 学用品費	年 額 11,630 円	年 額 22,730 円
5 オンライン学習通信費	年 額 15,000 円	年 額 15,000 円
6 校外活動費（宿泊を伴う）	限度額 3,690 円	実費の半額
7 通学用品費（第 1 学年を除く）	年 額 2,270 円	年 額 2,270 円
8 校外活動費（宿泊を伴わない）	限度額 1,600 円	限度額 2,310 円
9 PTA 会費	実費分（学校ごとに異なります）	実費分（学校ごとに異なります）
10 医療費	実費分（対象は注釈を確認ください）	実費分（対象は注釈を確認ください）

注 1)金額は変更となる場合があります。要保護者の方は、修学旅行費のみが対象となります。

注 2)医療費の対象は、学校保健安全法施行令第 8 条に規定する疾病（トラウマ、けつまくえん結膜炎、はくせん白癬、かいせん疥癬及び膿痂疹、ちゅうじえん中耳炎、まんせい慢性副鼻腔炎及びアデノイド、虫歯、寄生虫）のみです。学校健診で治療対象となった疾病について、就学援助認定後に医療券が交付されますので受診してください。医療券交付前に受診した場合、自己負担対応となりますのでご注意ください。

2. 支援を必要とする家庭とは？

- (1) 要保護者 …生活保護を受けている方 ※認定条件は、社会福祉課にお問い合わせください。
- (2) 準要保護者…要保護者に準ずる程度に困窮している方 ※認定条件は、下記をご確認ください。

3. 準要保護者の所得の目安はどのくらい？

所得とは、収入金額から、その収入を得るためにかかった必要経費や所定の控除額を引いた後の金額です。

人数	両親世帯	母子・父子世帯
2 人		世帯所得 2,128,000 円 + 家賃年額 ※持家のローンは対象外
3 人	世帯所得 2,327,000 円 + 家賃年額 ※持家のローンは対象外	世帯所得 2,750,000 円 + 家賃年額 ※持家のローンは対象外
4 人	世帯所得 2,901,000 円 + 家賃年額 ※持家のローンは対象外	世帯所得 3,234,000 円 + 家賃年額 ※持家のローンは対象外
5 人	世帯所得 3,051,000 円 + 家賃年額 ※持家のローンは対象外	世帯所得 3,604,000 円 + 家賃年額 ※持家のローンは対象外

※世帯所得・収入は給与所得で積算しております。※金額は一例です。家族構成等により金額は異なります。

4. 申請に必要な書類

- ① 就学援助交付申請書兼同意書(指定様式) ※記入例は市 HP の就学援助ページよりご確認ください。
- ② 世帯構成員(16 歳以上)の所得を証明する書類 ※高校生を除く 16 歳以上の方は全員分必要となります。
→源泉徴収票の写し・雇用証明書(指定様式)・確定申告書 等
- ③ 世帯構成員(16 歳以上)が年金等を受給している場合 ※障害・遺族年金も対象となります。
→年金振込通知書・年金証書等の年金受給額が記載されたものの写し 等
- ④ 世帯構成員(16 歳以上)が現在働いてない場合
→前勤め先の離職票及びハローワークの登録カードの写し
※体調等の理由により求職活動が困難な場合はその理由を申請書の申請理由に記載ください。
- ⑤ 世帯構成員で障害者手帳等をお持ちの方がいらっしゃる場合→障害者手帳の写し
- ⑥ 家賃(借家等)の場合、契約書の写し(契約額記載部分) ※市営住宅入居者の方は不要です。
- ⑦ 通帳、キャッシュカード等の写し(振込先の確認ができるもの)

5. 申請・支給に関する留意事項

- ・記入漏れや証明書類未提出の場合、就学援助費の支給ができませんのでご注意ください。
- ・審査にあたっては、世帯の状況を把握するため学校への聞き取りや、担当地区の民生委員の訪問を実施する場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・準要保護者と認定された場合、日本スポーツ振興センター災害共済給付の掛け金が返金となりますので、記入していただいた口座へお振り込みさせていただきます。
- ・支給は年 2 回です。前期(4 月～7 月分)⇒7 月頃支給/後期(8 月～3 月分)⇒3 月頃支給

6. 提出方法及び受付期間

【提出方法】 ①学校へ提出 ②教育委員会教育支援課窓口へ提出 ③教育委員会教育支援課へ郵送

郵送先：〒300-1292 茨城県牛久市中央 3 丁目 15 番地 1 牛久市教育委員会教育支援課 宛て

【受付期間】 4 月 30 日までに申請書一式をご提出ください。証明書類の準備が間に合わない場合は、申請書のみ先にご提出ください。

※兄弟・姉妹がいる場合の申請については、Q&A をご確認ください。

※4 月以降も随時受付いたしますが、認定時期に応じて支給額が変更となります。支給額の詳細は、市 HP の就学援助ページをご確認ください。

7. Q & A

Q：小学生と中学生の兄弟・姉妹がいる場合には、両方の学校に申請書類が必要ですか？

A：就学援助交付申請書兼同意書はお子様全員分(お子様一人に対して一枚の提出)が必要となりますので、両方の学校に提出し、添付書類は一番上のお子さんが在籍している学校にご提出ください。

Q：申請書類等を教育委員会へ直接提出してもいいですか？

A：可能です。窓口へ持参または郵送でご提出ください。なお、就学援助制度の理念に基づき、適正な運用を図るため、学校とは必要な範囲で情報共有を行いますので、あらかじめご了承ください。

Q：事情があり市税を滞納しているのですが、申請は可能ですか？

A：申請時において市税等について完納している、または未納がある場合には 1 年以内に収納課と納税相談を行っていることを条件としております。対象となる市税等については、お問い合わせください。